

教職員の交通違反・事故等に関する処分基準

昭58. 10. 12制定
昭62. 5. 28改正
平 3. 9. 24改正
平18. 10. 10改正
平26. 12. 22改正

愛媛県教育委員会

違反の種別 損傷の程度	死 亡	傷 害	物 損	自損の場合又は 自損以外の事故 を伴わない場合
ひ き 逃 げ あ て 逃 げ	懲戒免職	懲戒免職 停 職	停 職 減 給	
飲 酒 又 は 無 免 許 運 転	懲戒免職	懲戒免職 停 職	懲戒免職 停 職	停 職
速 度 違 反 30 キロメートル毎時 以上超える速度	懲戒免職	懲戒免職 停 職	停 職 減 給	停 職 減 給
そ の 他 道交法等違反	停 職 減 給	減 給 戒 告 文 訓 口 訓	戒 告 文 訓 口 訓	戒 告 文 訓 口 訓

(注)

1 基準の運用について

- (1) この基準は交通違反・事故等についての一般的な処分等の範囲を定めたものであって、次のような特別な事情がある場合はこの限りではない。
 - 違反者に道路交通関係法令違反等の前歴がある場合
 - 違反の種類が重複累加している場合
 - 違反者が管理職等指導の地位にある場合
 - 相手側に過失があると認められる場合
 - 交通安全期間中等である場合
 - 交通違反・事故等を起こした者が報告をしなかった場合
 - 特に情状酌量の余地があると認められる場合
- (2) 飲酒運転等の違反を起こした場合、その同乗者及び飲酒運転をほう助したと認められる者についても、違反者に準じて処分するものとする。
- (3) 所属職員が交通違反・事故等を起こした場合には、直接監督の地位にある者にも監督責任を問う場合がある。
- (4) 自転車による交通違反・事故等については、上記基準に準じて処分するものとする。

2 基準の解釈について

- (1) ひき逃げ及びあて逃げとは、違反者が道路交通法第72条第1項に定める必要な措置を講じなかった場合をいう。
- (2) 飲酒運転とは、道路交通法第117条の2第1号及び同法第117条の2の2第3号に該当するものをいう。

3 その他

管理職等指導の地位にある者が、交通違反・事故等を起こした場合は、管理職としての適格性を問う場合がある。